

法教育

1 東弁の法教育の概要

東弁の法教育活動は、11の委員会がそれぞれにプログラムを作成し、学校への出張授業や弁護士会館を利用して行われている。かつては各委員会がそれぞれの分野で独自に法教育を行っていたが、現在は法教育総合センターが各委員会の法教育の実施方法の情報交換や、統一的な広報活動、講師日当の適正化、自治体を通じた派遣授業の有料化への検討等を行っている。

2 授業件数(コロナ後の回復傾向)

法教育総合センター所管委員会の法教育授業の件数は、2017年(平成29)年度に186件、2018(平成30)年度に201件、2019(平成31)年度に158件であったが、2020(令和2)年度のコロナ禍には73件まで減少した。そこで、ウェブ会議システムに適したプログラムを作成し、双方面での授業の実施を試みるなど革新的な手法をとりいれ、2021(令和3)年度には104件の授業を実施できた。

その後、授業件数は2022(令和4)年度及び2023(令和5)年度は163件、2024(令和6)年度は158件であり、全体数は概ねコロナ禍以前の水準に戻ってきたといえる。授業の形式も対面型で実施されており、コロナ禍以前と同様の内容を提供できている。

なお、ウェブ会議システムの利用を想定したプログラムや実施方法のノウハウは今後も利用可能である。将来、新型コロナウィルスの再度の流行等で対面型のプログラムが提供できなくなった場合でも、授業数減少の抑制のために活用できる。

3 広報活動

(1) 広報活動は法教育総合センターが中心となり、東弁の法教育全体を紹介するパンフレットである法教育プログラムを作成し、都内全小中高等学校や図書館に郵送している。併せて、東弁ウェブサイトに法教育プログラムのページを設置している。同ページでは学校教員がキーワードや学習指導要綱の単元から希望するプログラムを検索しやすくする工夫がなされている。従前は法教育授業の申込みは学校教員に申込書の作成を求めていたが、2023(令和5)年に同ページ内の申込フォームからの法教育授業申込が可能となり、現在、申込フォームからの申込みが大半を占めている。

コストを考慮すると、ウェブ中心の広報が望ましい。主に学校教員から申し込まれる学校単位の出張授業については、ウェブを積極的に活用すべきである。一方、学生個人が申し込む法教育イベント等については、対象者である学生(特に小学生)全員に必ずしもネット環境があるとは限らないことからパンフレット郵送による広報も引き続き行う必要がある。

(2) 法教育総合センターは2025(令和7)年度に自治体連携PTを設置した。同PTでは、各自治体の教育委員会や校長会の訪問を行い、授業内容を説明したり、学校側のニーズを聞き取ったりすることを目的としている。同PTの活動により、潜在的な法教育授業のニーズ掘り起こしを行う予定である。

(3) 会員向けの広報として、東弁の会報であるLIBRAの2025(令和7)年度の7・8月合併号及び9月号に法教育の特集を掲載した。同特集では、東弁の法教育の概要、法教育プログラムの内容等が活動している委員、学校教員、生徒の声を交えて紹介されている。法教育の魅力発信による担当講師確保への効果が期待される¹。

4 夏休みジュニア・ロースクールの拡大

法教育のイベントは盛況であり、法教育に対するニーズは少なくない。法教育委員会は、例年7月に2日間にわたり弁護士会館で夏休みジュニア・ロースクールを開催し、民事・刑事模擬裁判及び刑事裁判傍聴の引率のプログラムを実施しており、毎年多数の小学校高学年から高校3年生までの生徒が参加している。2024(令和6)年度は881名の応募があり、抽選を経た実際の参加者は236名であった。

2025(令和7)年度には法教育総合センターの主導で夏休みジュニア・ロースクールの拡大を行つ

¹ LIBRA 2025年7・8月合併号特集 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0708/P2-16.pdf

LIBRA 2025年9月合特集 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_09/P02-17.pdf

た。法教育委員会に加えて法教育総合センター所属の公害・環境特別委員会、消費者問題特別委員会、外国人の権利に関する委員会、憲法問題対策センター、子どもの人権と少年法に関する特別委員会、労働法制特別委員会の6つの委員会が参加し、各委員会によるプログラムが実施された。同年の応募者は847名であり、実際の参加者は408名である。夏休みジュニア・ロースクールの拡大により、従前より幅広い分野のプログラムを提供することができ、抽選漏れを減らしてより多くの生徒が参加できることになった。

2026(令和8)年度以降も2025(令和7)年度に参加した委員会は引き続き参加予定であり、他の委員会にも参加を呼び掛けていくこととなっており、東弁の法教育の一大イベントとして更なる発展が期待される。

今後の課題は、運営ノウハウの共有をはじめとする運営体制全体の整備である。2025(令和7)年度は経験のある法教育委員会や法教育委員会にも所属する法教育総合センターの委員が中心として運営した。今後、夏休みジュニア・ロースクールを東弁の法教育全体のイベントにするのであれば、法教育委員会以外の委員会も含めた運営体制全体の整備が必要である。もっとも、今後の参加委員会や運営体制は流動的であることから、少なくとも数年単位の時間をかける必要がある。

5 有償化への取組み

(1) 東弁の法教育プログラムが実施される際、担当講師の弁護士には東弁が定めた基準に基づき日当が支給されている。これに対して、出張先からの謝礼は出張先が任意に決定しており、謝礼が全く支払われないケースも散見される。さらに、自治体によってはプログラム実施に必要な法服等の備品送付費用をはじめとする実費の負担さえ拒否するケースもある。このように相当程度の講師日当を東弁が負担しているのが現状である。しかし、近年の東弁の財政状況に鑑みて、法教育授業の有償化が求められている。

なお、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の実施しているいじめ予防授業については、原則有償である。当該授業は、他の授業と比較して担当講師の弁護士が学校と綿密な打ち合わせを行ったうえで実施されており、多くの時間を割いていることから原則有償とされている。同授業の実施件数について、コロナ禍後、回復傾向であることは他の授業と同様であり、原則有償であることは授業数確保の障害にはなっていない。具体的には、コロナ禍前の2019(平成31)年度の実施数が44件であったのに対して、コロナ禍の2020(令和2)年度は18件に落ち込んだが、2022(令和4)年度以降は年間40件以上実施できている。

(2) 有償化にあたっての課題は大きく3点ある。

第一に、法教育は全ての法律専門家でない一般市民に行われるべきであるという理念との調整である。全ての法教育授業を有償化することになれば、予算の確保できない学校から法教育を受ける機会を奪うこととなりかねない。むしろそのような学校こそ法教育が必要な可能性もあり、全面的な有償化は安易に進められない。

第二に、学校間の公平である。実施するプログラムは有償無償の区別なく、同一内容であるため学校側が不公平を感じないよう配慮をする。

第三に、謝礼の依頼方法である。法教育授業の申込に対応しているのは東弁の事務局職員である。統一的な謝礼の基準を作成することが困難な中で事務局職員が学校側に謝礼の依頼を行うことは容易ではない。

(3) 以上の課題がある中で、法教育総合センターは2025(令和7)年度に自治体連携PTを設置した。同PTは直接的に法教育授業の有償化を目的とするものではないが、東弁の法教育についての自治体担当者や学校側の理解を深めることにより、将来的には法教育授業に対する謝礼が支払われることが期待される。

(4) 個別の委員会の取り組みとして、性の平等に関する委員会は出張授業を行ったことのある学校に対して、今後は謝金をお願いすることとする案内文書を送付することを検討している。ただし、謝金がなくても申込みは受けすこと、依頼が重なった場合には謝金の支払がある学校を優先することとしている。有償化に向けた1つの方法として検討に値する取り組みである。

6 当会の対応

当会は、引き続き法教育の魅力を会の内外に発信する等の方法により、対内的には授業担当者の増加・育成を促進し、対外的には法教育授業に対するニーズ拡大、有償化を進めていくよう支援す

べきである。

以上